

質疑・回答書

告示番号	第229号	件 名	豊中市立桜井谷東小学校外1校体育館トイレ等内装改修工事
No	質疑事項	回 答	
1	桜井谷東小学校と新田小学校はどちらかに現場事務所を設置して定例会議は合同で行うと考えてよろしいでしょうか。	各学校に現場事務所を設置する必要はなく、いずれか1校のみに設置した現場事務所において定例会議を行うことは可能です。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp